

2014年度税制改正のあらまし

2014年度税制改正のあらましをご案内します。
昨年から引続き、法人への課税は減税、個人への課

税は増税の傾向にあります。3月中に国会の審議を経て、正式に法律になる予定です。

○・・・減税 ×・・・増税

区分	項目	時期	内容
法人税 	復興特別法人税の前倒し終了○	14年4月1日に開始する期～	復興特別法人税の課税期間を1年前倒して、2014年3月期で終了する。 なお、利子及び配当等に課される復興特別所得税の額は終了後も法人税額から控除する。
	交際費等課税の見直し○	14年4月1日～16年3月31日に開始する期	交際費の内、飲食のために支出する費用の50%を損金の額に算入する（中小企業の場合は、「年800万円まで全額損金算入」と選択適用）。
	中小企業投資促進税制の拡充○	産業競争力強化法施行日～17年3月31日	資本金1億円以下の中小企業が、特定機械装置等（1台160万円以上の機械、合計70万円以上のソフトウェア等）で生産性の向上につながる設備（生産性向上設備等）を取得した場合には、即時償却と7%の税額控除との選択適用が可能に。
	所得拡大促進税制の拡充○	13年4月1日に開始する期～	給与の支払額の増加割合について、次のように要件を緩和する。 ①2013年4月1日～2015年3月31日に開始する期：2%以上 ②2015年4月1日～2016年3月31日に開始する期：3%以上 ③2016年4月1日～2018年3月31日に開始する期：5%以上
所得税 住民税	給与所得控除の上限の引下げ×	16年分給与～	給与所得控除の上限が適用される給与収入について、次のように引き下げる。 ①2016年分 1,200万円（控除額230万円） ②2017年以降 1,000万円（控除額220万円）
	ゴルフ会員権等の売却損の損益通算の廃止×	14年4月1日～	2014年4月1日以降に発生したゴルフ会員権、リゾート会員権の売却損は、他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない。
相続税 贈与税	相続財産である土地を売却した場合の特例の縮小×	15年1月1日以降の相続～	相続により取得した土地を売却した場合において、譲渡所得の計算上、取得価額に加算できる金額を以下のように縮小する。 相続したすべての土地に対応する相続税相当額 →売却した土地に対応する相続税相当額のみ
消費税	簡易課税制度の見直し×	15年4月1日に開始する課税期間～	みなし仕入率について、次のように見直す。 ①金融業・保険業 60%→50% ②不動産業 50%→40%
その他	自動車取得税の税率引下げ○	14年4月1日～	次のように税率を引下げる。 ①普通自動車 5%→3% ②軽自動車 3%→2%
	軽自動車税の増税×	15年4月1日～	通常の軽自動車に係る軽自動車税を、7,200円から10,800円に引上げる。

その他①税務代理権限証書の提出がある場合、調査にあたって、税理士への事前通知が義務化。

②NISA口座に関して、年単位での金融機関の変更及び、口座閉鎖の翌年に再開設が可能に。

(星野 貴亮)